

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令案」等の概要について

平成28年3月
法務省入国管理局

1 改正等の趣旨・概要

(1) スキーインストラクターに係る上陸許可基準の見直し(在留資格「技能」関係)

- ・ 上陸基準省令の改正・告示(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について3年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件)の制定

『日本再興戦略』改訂2015において、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスノーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、実務経験年数に替わる要件の検討を進めることとされた。これを受けて、観光庁においてニーズ調査を実施しており、その結果も踏まえ所要の改正を行う。

具体的には、在留資格「技能」で入国・在留しようとする外国人スキーインストラクターについて、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験がない場合であっても、これに準ずる者には入国・在留を認めることとするため、上陸基準省令を改正するとともに、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験を有する者に準ずる者を告示で定めるものである。

(2) 日本語教育機関の告示の在り方の見直し(在留資格「留学」関係)

ア 施行規則・上陸基準省令の改正

外国人留学生を受け入れることができる日本語教育機関は、法務大臣が告示をもって定める機関(留学告示に列挙されている機関)に限られるところ、平成22年5月に実施された行政刷新会議ワーキンググループにおいて、在留資格「留学」に係る日本語教育機関の告示に当たって、民間組織が行った審査結果を参考とするという枠組みを定めた入管法施行規則第63条は不明確であり、法的により明確な制度に改めるべきであるとの指摘を受けたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

具体的には、施行規則第63条の規定を廃止し、法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いた上で日本語教育機関の告示を行うことを上陸基準省令において規定するものである。

イ 「日本語教育機関の告示基準」の策定

上記のとおり、民間組織の審査を参考にする仕組みを廃止し、法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて判断する仕組みとすることから、その際の判断基準を新たに定めるもの。

なお、民間組織による審査基準で求められていた校地・校舎の自己所有要件に関し、平成27年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、校地・校舎の自己所有の緩和の可否について、平成28年3月末までに検討

し結論を得ることとされているところ、今回策定する新基準には、その緩和措置も盛り込んでいる。

2 今後の予定

公布日：平成28年6月頃

施行日：1（1）について：公布日

1（2）について：平成29年8月頃

3 参考

前記1（2）イの「日本語教育機関の告示基準」（以下「新基準」という。）は、平成29年10月以降に留学生を受け入れる新規開設の日本語教育機関の審査（平成28年10月頃行政相談開始）から適用することとし、既に告示されている日本語教育機関については、経過措置により、新基準適用開始後一定の間は、そのまま留学生の受入れを認めつつ（注）、新基準に適合することが確認されれば、新基準に適合する機関として告示することとする。

（注）留学告示改正イメージ

別表を次のとおり整理し、新基準適用開始当初は、新基準に適合することが確認された機関を別表第1の1に、適用開始前から告示されている日本語教育機関であって新基準への適合が確認されていないものを別表第1の2に掲げた上、別表第1の2に掲げる機関については、当面の間の経過措置として留学生の受入れを認めるとともに、新基準への適合が確認された機関から順次、別表第1の1に移していくこととする。

別表第1

1 〔改正後に新基準に基づき定める機関を列挙〕

2 〔改正前告示の別表第1の機関（1の表に当たるものを除く。）を列挙〕

別表第2 〔改正前告示の別表第2・第3の機関を列挙〕

別表第3 〔改正前告示の別表第4の機関を列挙〕

別表第4 〔改正前告示の別表第5の機関を列挙〕

※ 省令名・告示名の略称については以下のとおり。

①施行規則：出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）

②上陸基準省令：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）

③留学告示：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）